有限会社 ナオエ

**マージン率等の情報提供**

労働者派遣法に基づき、弊社のマージン率等関する情報を提供いたします 。

◎労働者派遣の実績およびマージン率等

対象期間 令和5年4月1日　～　令和6年3月31日

|  |  |
| --- | --- |
| 派遣労働者数 | 1名 |
| 派遣先の事業所数 | 1社 |
| 労働者派遣の料金 | 37,299　円 (1 日 8 時間当たりの平均) |
| 派遣労働者の賃金 | 26,500　円 (1 日 8 時間当たりの平均) |
| マージン率 | 28.9　％ |

※マージン率＝（派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額）÷派遣料金の平均額

◎派遣労働者の待遇の決定方法

　労使協定方式

　・対象派遣労働者の範囲　派遣先で工事計画の作成、工事施行要領書作成、指導作業員として業務に従事する従業員

　・労使協定の有効期間　令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

【マージン率に含まれるもの】

雇用主として負担する社会保険料（労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等）派遣労働者の交通費、健康診断、に充当した費用

派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇に充当した費用

派遣労働者の資格取得や研修参加費に充当した費用

通信費をはじめとする諸費用、営業利益

◎教育訓練に関する事項

入社時、職種別、などの教育訓練を実施しています。